

## 大和川流域市街化編入抑制区域図をご覧になる方へ

### 1. 市街化編入抑制区域図の説明

- ①この図は「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」第20条第1項の規定により指定された市街化編入抑制区域を示したものです。
- ②この市街化編入抑制区域は、平成28年3月末時点の治水対策、流域対策の整備状況等を勘案して、10年につき1回の割合で発生すると予想される降雨が生じたことにより、河川の越水氾濫や河川の水位上昇に伴い合流する河川や水路の流水が流れ込めず周囲に湛水する内水氾濫等により、市街化調整区域において想定される浸水深50cm以上となる範囲を、シミュレーションにより求めたものです。
- ③なお、このシミュレーションの実施にあたっては、破堤氾濫、想定を超える降雨による氾濫等を考慮していませんので、指定されていない区域においても浸水深50cm以上の浸水が発生する場合や、実際の浸水深と異なる場合があります。また、土地利用状況の変化等により、実際と異なる浸水状況や浸水深が発生する場合があります。

### 2. 基本事項等

- (1)作成主体 : 奈良県
- (2)指定の根拠となる条例 : 大和川流域における総合治水の推進に関する条例 第20条第1項
- (3)対象範囲 : 大和川流域全域（奈良県域）
- (4)指定の前提となる計画の基本となる降雨
  - ・10年につき1回の割合で発生する規模の降雨
  - ・継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨  
(24時間総雨量167mm、ピーク時の1時間に52mmの降雨)
- (5)関係市町村 : 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町、河合町、高取町、(平群町、三郷町、明日香村、上牧町、王寺町、大淀町)（括弧書きは市街化編入抑制区域がない市町村）

- (6)その他計算条件等 : ①シミュレーションは対象区域を 25m 格子 (計算メッシュという) に分割して、これを 1 単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は、国土地理院の基盤地図情報 (5m メッシュ標高) をもとに平均地盤高を算定したものを用いています。このため、土地利用の変化や微地形による影響が表せていない場合があります。
- ②市街化編入抑制区域は、シミュレーション結果の計算メッシュ毎の浸水位から 5m 格子の平均地盤高 (国土地理院基盤地図情報) を差し引き、算出した 5m 格子の浸水深を図化しています。
- ③この図は国土交通省国土地理院作成の縮尺 1/25,000 の地形図 (平成 29 年度) を利用しています。そのため、地形図作成以降の土地利用状況の変化により、現時点の土地利用を表せていない場合があります。
- この図は、国土交通省国土地理院の了承を得て、地形図を使用し、複製しています。

●内容等ご不明な点がございましたら、奈良県県土マネジメント部河川課にお問い合わせ下さい。

〈お問い合わせ先：奈良県県土マネジメント部河川課 (0742-27-7507) 〉